

○福島大学叢書刊行実施要項

制定 平成17年4月1日

改正 平成19年3月30日 平成20年3月31日 平成22年3月31日

平成26年9月16日

（目的）

第1条 この要項は、福島大学（以下「本学」という。）学術振興基金運営委員会規程第2条第5号に規定する本学教員等の叢書刊行に関し必要な事項を定め、本学における永年にわたる研究・教育の成果の社会的活用を図り、国内外の学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 叢書 本学の学術振興基金の助成を受け、「福島大学叢書」として刊行される出版物をいう。

二 教員等 本学教員、本学の名誉教授（定年退職した教員を含む。）及び本学学部・大学院出身の研究者（他大学及び研究機関等に現に所属する者を除く。）をいう。

（申請書の提出）

第3条 叢書としての刊行を希望する場合は、所定の申込書に原稿を添えて、福島大学学術振興基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出するものとする。

（審査）

第4条 運営委員会は、前条に規定する申請があった場合は、出版企画の実行可能性を検討した上で、速やかに原稿審査のための審査委員会を設置し、審査を委託するものとする。

（審査委員会）

第5条 審査委員会は、その審査原稿の専門性を考慮した上で運営委員会が委嘱する委員3人をもって組織する。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 原稿の審査に関すること。

二 審査結果の報告に関すること。

3 審査委員会は、原稿の審査を行う際に開催し、審査の終了をもって解散する。

4 審査委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によって定める。

5 委員長は、審査委員会を招集しその議長となる。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（叢書刊行）

第6条 前条に規定する審査の結果、叢書としての刊行が認められた場合は、出版部数、定価等の出版契約に関する必要な事項を定めるとともに、運営委員会の責任において刊行するものとする。

（事務）

第7条 この要項に関する事務は、研究振興課において処理する。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会において定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。